適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書

年 月 日

熊本市長 様

所在地 商号又は名称 役職名 代表者氏名

熊本市公契約条例第8条の規定により、次のとおり誓約いたします。なお、契約 の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

労働者(パート、アルバイトを含む)を雇用していますか。	□ はい ⇒以下の項目すべてに回答してください。 □ いいぇ
	⇒No. 14について回答してください。

[労働条件]

No.	誓約事項	回答欄
1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に 書面で明示している。	□ (はい
2	常時使用する労働者が10人以上の場合にあっては、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。	□はい ⇒労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 □いえ(常時使用する労働者が10人未満であるため)
ဘ	法定労働時間(1日につき8時間以内かつ1週につき40時間以内)を超えて労働時間の延長 又は休日労働を行わせる場合にあっては、時間 外又は休日労働に係る協定(36協定)を所轄 の労働基準監督署長に届け出ている。	□はい ⇒労働基準監督署の受付印のある協定届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 □ いいえ (労働時間の延長又は休日労働を行わせていないため)
4	法定の年次有給休暇を付与している。	□ はい
5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、 健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況 を客観的に把握している。	□はい

[安全衛生]

安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業医(2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者 ((②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (②)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (②)常時使用する労働者が10人未満のあるため (③)常時使用する労働者が10人未満のあるため (1)雇入れるとき後に、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 (1)雇入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (3)常時使用する労働者が10人未満であるため) はい (はい (はい (はい (対)に対していない (対)に関する安全衛生が関する大きに対している。 (1)にいえている。 (1)にいえている。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (3)常時使用する労働者が50人株満であるための検査で、労働者の健康診断を行っている。	No.	誓約事項·	回答欄
(1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業医(2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者又は衛生推進者 (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満げる業種ではないため) 安全衛生推進者では衛生推進者 (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者() 倫生管理者 () 原産業医 () () 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 () 保護に収益にていない() 常時使用する労働者が10人未満の場合 () の人未満の場合 () の大未満の場合 () の人未満の場合 () の人未満の場合 () に関する安全衛生推進者 () () を変しませばまる () () 保護による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。 () はい () 雇入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の	6	事業場ごとに次の者を選任している。	る項目に図し、括弧内に氏
安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業医(2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者又は衛生推進者 (②常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (全業医 (2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (全業医 (2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 (産業医 (2)常時使用する労働者が10人未満の場合 (所使用する労働者が10人未満であるため) 7 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。 (3)常時使用する労働者が10人未満であるため) 7 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。 (1)雇入れをしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の検査で、労働者の健康診断を行っている。 (1)雇入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。 (1)雇り入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。 (1) 「はい (常時使用する労働者が50人を行っている。 (1) 「はい (常時使用する労働者が50人を行っている。 (1) 「はい (常時使用する労働者が50人を行っている。 (1) 「はい (常時使用する労働者が50人を行っている。 (1) 「はい (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			名を記入してください。
安全管理者(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業医(2)常時使用する労働者が10人以上50人末満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者 安全衛生推進者又は衛生推進者 「金華繁医」(2)常時使用する労働者が10人以上50人末満の場合「産業医」(2)常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合「安全衛生推進者」(「海生推進者」)(3)常時使用する労働者が10人未満の場合「小ずれ近経していない(常時使用する労働者が10人未満のあるため) 「徳様、いずれも近径していない(常時使用する労働者が10人未満であるため)」に対れ近径していない(常時使用する労働者が10人未満であるため) 「関する安全衛生教育を行っている。」(1)雇入れをしたとき。(2)作業内容の変更をしたとき。(2)作業内容の変更をしたとき。(2)作業内容の変更をしたとき。 「全に関するための検査(ストレスチェック)を行っている。 「10」「年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 「10」「年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。(1)にいえ(常時使用する労働者が50人を行っている。(1)にいる(常時使用する労働者が50人を行っている。(2)に対してはいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませば		(1) 吊時使用する労働者から0人以上の場合	(1)常時使用する労働者が5 0人以上の場合
 条に掲げる業種ではないため) 安全衛生推進者又は衛生推進者 (2)常時使用する労働者が1 (人以上50人未満の場合		げる業種に限る。)、衛生管理者及び産業医 (2)常時使用する労働者が10人以上50人未	
() □ 産業医 () ○ (2) 常時使用する労働者が1 (人以上5 0 人未満の場合 □ 安全衛生推進者 (□ 衛生推進者 (□ 衛生推進者 (□ の □ いずれた選任していない (常時使用する労働者が10) 未満であるため) (3) 常時使用する労働者が10) 未満であるため) (3) 常時使用する労働者が10) 未満であるため) (市時使用する労働者が10) 未満であるため) (市場であるため) (市場であるため) (市業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (1) 雇入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の 頃度で、労働者の健康診断を行っている。 □ はい □ は		기씨 VV - 30 LI	条に掲げる業種ではないた
() (2)常時使用する労働者が1 (人以上50人未満の場合 □ 安全衛生推進者 (□ 衛生推進者 (□) (3)常時使用する労働者が1 0人未満の場合 □ いずれも選任していない (常時使用する労働者が10人未満であるため) 「常時使用する労働者が10人未満であるため」を 次のいずれかに該当するときは、従事する業務 に関する安全衛生教育を行っている。 (1)雇入れをしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 10 1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 □ いいえ (常時使用する労働者が50人を行っている。 □ はい □ いいえ (常時使用する労働者が50人を行っている。 □ はい □ は		安全衛生推進者又は衛生推進者	□ 衛生管理者 ()
人以上50人未満の場合			産業医
人以上50人未満の場合			()
(3)常時使用する労働者が 1 0 人未満の場合 □ いずれも選任していない (常時使用する労働者が 10 人未満であるため) 7 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等 の労働災害を防止する措置を講じている。 8 次のいずれかに該当するときは、従事する業務 に関する安全衛生教育を行っている。 (1)雇入れをしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 (2)作業内容の変更をしたとき。 9 雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の □ はい □ は			
(3) 常時使用する労働者が 1 0 人未満の場合 □ いずれも選任していない (常時使用する労働者が10) 未満であるため) 7 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等 の労働災害を防止する措置を講じている。 8 次のいずれかに該当するときは、従事する業務 に関する安全衛生教育を行っている。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 9 雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の 頻度で、労働者の健康診断を行っている。 10 1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程 度を把握するための検査(ストレスチェック) を行っている。 (3) 常時使用する労働者が10 人 はい □			(
○人未満の場合 □ いずれも選任していない (常時使用する労働者が10) 未満であるため) 7 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。 □ はい 8 次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 □ はい (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 □ はい 9 雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。 □ はい 10 1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 □ はい			衛生推進者 (
(常時使用する労働者が10) 未満であるため) 機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。 次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 電い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。 10			(3)常時使用する労働者が1 0人未満の場合
の労働災害を防止する措置を講じている。 次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。 (1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。			(常時使用する労働者が10人
に関する安全衛生教育を行っている。	7		□ はい
(2) 作業内容の変更をしたとき。 2	8		□ はい
9 雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の 頻度で、労働者の健康診断を行っている。 □ はい 10 1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程 度を把握するための検査(ストレスチェック) を行っている。 □ いいえ (常時使用する労働者が50人		(1) 雇入れをしたとき。	
頻度で、労働者の健康診断を行っている。 10 1年以内ごとに1回、定期に心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っている。 □ いいえ (常時使用する労働者が50人		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
度を把握するための検査(ストレスチェック) を行っている。	9		□ はい
11:00 2 2 2 2 2 1 2 2 7	10	度を把握するための検査(ストレスチェック)	

「賃金)

<u></u>	<u> </u>	
No.	誓約事項	回答欄
11	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っている(口座振込を含む。) 。	□ はい
12	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を 法令に従って支払っている。	□はい □ 時間外労働、休日労働及び 深夜業に従事していない(No.3を 「いいえ」で回答した場合)
13	地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。	□ はい

「下請負者等が締結する契約の適正化」

No.	誓約事項	回答欄
14	下請負者等と契約を締結している場合は、事業者は、両者が対等な立場にあることを認識し、 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)その他両者の関係を規律する法令を 遵守し、当該契約の内容を適正なものとするよう努めている。	□ はい □ いいえ (下請負者等と契約を締結し ていないため)

【記載上の注意点】

- ※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。 ※契約の締結について委任する場合は、委任する支店・営業所等について記載す ること。
- ※該当する全ての項目にチェック(図)を入れること(該当するにも関わらず、 必要な項目にチェックが入っていない場合は、競争入札等参加資格者名簿に登録 することはできないため注意。)。

(令和7年10月改正)